

ペットボトルの水平リサイクルの実施に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）とアサヒ飲料株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的及び実施内容）

第1条 甲及び乙は、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的として、甲が回収するペットボトルについて、甲乙協力してボトル to ボトル（使用済みペットボトルをリサイクルし、再びペットボトルとして使用する循環型リサイクルをいう。以下同じ。）による水平リサイクルを推進するものとする。

（各当事者の役割）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、それぞれ本条に定める役割を担うものとする。

2 甲の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ラベル、キャップ及び異物が混入しないボトル to ボトルに適した状態でペットボトルを回収できるよう最大限の努力をすること。
- (2) 回収したペットボトルを適切に分別及び処理し、その全量を乙が指定するリサイクル業者（以下「指定リサイクラー」という。）に売却すること。

3 乙の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第2号に基づき指定リサイクラーが買い取り、加工したリサイクルペット樹脂を、自社で製造する製品のペットボトルの原料として使用すること。
- (2) 甲が回収するペットボトルがボトル to ボトルに適した状態で回収されるよう、甲と協力し、啓発活動等を実施すること。
- (3) 前項第2号により甲が売り渡す中間処理済みペットボトルの全量を、指定リサイクラーが買い受けるよう配慮すること。
- (4) 第1号のリサイクルペット樹脂製造工程で発生する残余物を含め、リサイクルを推進するよう最大限努力すること。

（取引条件）

第3条 ボトル to ボトルによるリサイクルを実施するに当たり、前条第2項第2号の規定に基づき、甲が指定リサイクラーに売却するペットボトルの単価その他の売買条件の詳細は、別途、甲と指定リサイクラーとの間で締結する契約書に定めるとおりとする。

2 前条第2項第2号の規定に基づき、甲が指定リサイクラーに売り渡す中間処理済みペットボトルの単価は、甲と指定リサイクラーとの間で締結する契約書に定める方法により決定するものとする。

（リサイクル業者の再指定）

第4条 指定リサイクラーにおいて、設備のトラブル、需給変動等が生じたことにより、甲が売り渡す中間処理済みペットボトルの全量又は一部の受入れが困難となり、又は不能となったときは、乙は甲と協議の上、速やかに再生ペットボトル用の原料ペレットを製造することが可能なリサイクル業者を再指定するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に関連して双方が開示する営業上又は技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨明示のうえ開示した情報及び性質等に鑑みて通常秘密情報として取り扱われるべき情報を、厳重に保管し、及び管理するものとする。

2 前項の規定は、本協定期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（解除）

第6条 乙は、甲が指定リサイクラーに売り渡す中間処理済みペットボトルのうち、一定量以上の品質がボトル to ボトルに適さず、本協定に基づく取引を継続することが困難と判断した場合には、甲と協議のうえ、本協定を解除することができる。ただし、当該解除に当たっては、甲が、中間処理済みペットボトルの売渡し先を他に確保できる十分な期間を設けるよう配慮するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了3ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による終了の申出がない場合は、本協定は、翌年3月31日まで1年間、同一内容で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義等が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、その対応を定める。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和8年1月13日

甲 岐阜県岐阜市司町40番地1
岐阜市
代表者 岐阜市長

柴橋正直

乙 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
アサヒ飲料株式会社
代表者 CSV戦略部長

三浦正博